

東欧諸国の年金制度—比較政治学の 視点からの多様性の説明の試み

仙 石 学

1. はじめに

本稿では東欧諸国において体制転換後に導入された新しい年金制度の相違に着目し、この相違を導いた要因を比較政治学の視点から検討していくことを、主たる目的としている。

一般に年金制度は、少子化・高齢化に伴う人口圧力の作用や財政状況の悪化、あるいは国際金融市場の影響といった多くの国に共通して作用する要因の影響を受ける部分が、他の政策領域に比べて大きいと考えられている。だが現実には本稿で概観するように、現在東欧諸国で採用されている（あるいは段階的に適用される予定の）年金制度には、明確な相違が存在している。しかもこの相違は、従来論じられていたような制度そのものの有する理念や指向性の違いに基づく相違、例えば退職者の所得補償を重視するか、あるいは退職者の最低限の生活を保障するかといった側面での相違ではなく、生活保障的な要素の強い基礎年金と所得補償的な側面を有する付加年金とのハイブリッドとなる、いわゆる多柱型（multipillar）年金制度という基本的な枠組みを共有した上での、その中での制度の組み合わせの相違に現れている（Aidukaite 2003, p.414; Rein and Schmahl 2004, p.2; Bonker 2005, p.82）。社会主義体制の経験とそこからの転換のプロセスというコンテクストをある程度共有している東欧諸国の間で新たに形成されつつある制度にこのような違いが現れている理由について、本稿ではひとまず、すでにEUに加盟しているチェコ、ハンガリー、ポーランド、

スロヴァキア、スロヴェニア、および2007年1月に新たにEUに加盟したブルガリア、ルーマニアの計7カ国を事例として検討していくことを試みる¹⁾。

本論の構成は次の通りである。最初に現在の東欧諸国の年金制度について、これを多柱型制度の第一段階および第二段階それぞれにおける相違から類型化を行う。次に東欧諸国の間で制度の相違が現れた理由について、従来の議論ではこれを十分に説明できないことを示した上で、制度の相違が生じた理由を説明するためには年金制度改革における二つの政治過程、具体的には既存の社会保障型の年金制度の改編と新たな基金型の年金制度の導入とを区別して論じる必要があることを整理する。その上でそれぞれの段階ごとに、異なる制度が導入された要因について検討していく。

2. 現在の東欧諸国の年金制度—多柱型の中の多様性

社会主義期に存在していた東欧諸国の年金制度には一般的に、国の一般予算と年金会計が区別されていない、保険料拠出に関する記録が体系的に残されていない、拠出保険料と年金支給額の連関がない、物価・賃金に対するインデックス制度がない、炭鉱労働者などの特定職種への優遇措置が多い、などの制度的な問題があり、体制転換後の経済状況の中でこれをそのまま継続して利用することは困難な状況にあった (Inglot 2003, pp.218-9)。加えてポーランドやハンガリーでは、体制転換の初期に失業者の多くを早期退職などの形で年金制度の枠組みに取り込むことにより生活保障を行ったことで、財政的にも既存の制度を持続させることが難しい状況となっていた (仙石 2001)。さらには先進国

- 1) このように共通のコンテキストを有する事例における相違をもたらした要因を体系的に分析することから得られる知見については、将来的に地域という統制変数を外して他の地域の事例との比較を行うことでその一般性、ないし地域特殊性を確認できるという方法的な利点もある。近年の比較政治学においては、地域という要因を考慮せずに、最初から多数事例の (特に統計的な手法を利用した) 比較を通して一般化された知見を獲得することを重視する傾向も存在するが、著者は基本的に地域というコンテキストの影響を重視し、まずコンテキストを共有する事例の比較を行い、次にそれを他の地域の事例と比較することでより一般的な知見を獲得するという「二段階の戦略」の方が有効であると考えている。この方法的な議論については、ひとまず著者別稿 (仙石 2006) を参照のこと。

全般にみられるような少子化や高齢化などの長期的人口圧力の問題もあり、1990年代の後半以降の東欧諸国では、持続可能な年金制度の構築を追求する動きがみられるようになった（cf. Horstmann and Schmahl 2002a; 2002b）。

この段階での東欧諸国の年金制度の改編に対しては、世界銀行による多柱型の年金制度の導入の提唱、具体的には公的な基礎年金と公的ないし民間の基金型付加年金との組み合わせによる持続可能な年金制度の構築という考え方の公表が大きく影響を与えている。多柱型の年金制度という考え方は1994年の世界銀行のレポート（World Bank 1994）で提示された比較的新しい枠組みであるが、この時期に年金制度改革を進めていた東欧諸国は、結果的にこの多柱型の制度を自国の年金制度として採用している。

東欧諸国が多柱型の年金制度を導入した理由であるが、これについてはオレンシュタインが、世界銀行を中心とする国際組織が当時、特定の地域で集中的に新しい考え方を広めるように活動していたこと（これを「注目の世界政治（Global politics of attention）」とオレンシュタインは称している）が影響しているという指摘を行っている（Orenstein 2003）。1990年代の東欧諸国は全体的な制度変革である民主化および市場化を進めていた時期であり、またそのために世界銀行をはじめとする国際組織が東欧諸国への支援を強めていた時期でもあった（西村2006, pp.2-3）。そこにおいて世界銀行の側は東欧における経済改革のための一つの手段として、年金制度の持続性を高めると同時に年金基金の運用を通して金融市場を活性化させることを可能とする多柱型の年金制度の導入を勧告し、他方の東欧諸国の側でもこの時期には、既存の年金制度の修正による対応の限界を認識するようになっていたことから、新しいアイデアとしての多柱型の年金制度を受け入れることに積極的になっていた（Horstmann and Schmahl 2002a, pp.49-50）²⁾。このような背景から東欧諸国では、多柱型の

2) なお東欧諸国の年金制度改革に対する国際組織の作用に関しては、世界銀行以外にもEUの影響も考慮する必要があるが、これまでのところEUの関心は内部市場の移動の自由や加盟国の健全な財政にあり、その点で年金制度を含む社会保障制度をEUが直接的に拘束するものではないとされてきた（Oksanen 2004）。ただし現在では基金型年金の規模が拡大していることから、市場における公正な競争の確保やキャピタルフローの適切な管理といったEU経済法の領域を通して、間接的にEUが年金制度にも影響を与えるようになってきているという指摘はある（Maydell et al 2006, p.218）。

年金制度が導入されることとなる³⁾。

ただし多柱型の年金制度の導入という方向性では共通している東欧諸国であるが、実際に導入された制度のあり方には相違が存在している。これについてはメイデルらが次の基準からEU25カ国の年金制度を整理しているので、これを参照することとしたい。

1) 基礎となる第一段階の国民年金制度

a) 年金額の個人別評価—確定拠出型 (Defined Benefit : DB) か, 「概念上の拠出立て」型 (Notional Defined Contribution: NDC) か。⁴⁾

b) 定額制—保険制度 (保険料の支払いが必要, 日本の国民年金はこれに相当する) か, 居住による年金支給 (いわゆる税方式) か。

2) 上乘せとなる付加年金 (第二および第三段階) の基金型の制度—任意加入か, 強制加入か。

以上を基準としてEU諸国の制度を分類すると, 次の表1のようなになる (なお表1においては, 本稿の議論の対象となっている東欧諸国 (および立場の近いバルト諸国) と他の諸国を分けて記載している)。

3) 多柱型のいわゆる「第2段階」となる基金型の制度を早期に導入した国としては, スロヴェニア (1992年), ハンガリーおよびチェコ (1994年), スロヴァキア (1996年) などがある。ただし以下にみるように, この第2段階を導入することは必ずしも同じ年金制度の枠組みをもたらすことを意味するものではない。

4) 「概念上の拠出立て」方式とは, 年金制度そのものは賦課方式で維持されるが, 個人が支払った保険料はその個人の口座に積み立てられたものとみなし, その積立総額を基準としてみなし運用利回りを乗じることで年金額を算定する方式である。「見なし個人口座制」, あるいは「概念上の確定拠出」とも称される (国立社会保障・人口問題研究所2005, p.22)。

表 1 EU諸国の年金制度類型

基礎年金（第一段階）		付加年金（第二および第三段階）	
年金支給基準	年金額算定方式または年金受給資格	任意加入	強制加入 (s: 国営, o: 職種, i: 個人)
年金額の個人別評価	所得に基づく確定支給	チェコ, スロヴェニア, リトアニア	ハンガリー (i), エストニア (i), ルーマニア (i), スロヴァキア (i), ブルガリア (i)
		オーストリア, ベルギー, キプロス, フィンランド (2), ドイツ, ギリシア, ルクセンブルク, マルタ, ポルトガル, スペイン	フランス (o)
	概念上の拠出立て	イタリア, スウェーデン (3)	ポーランド (i), ラトヴィア (i)
定額制	保険制度	アイルランド	デンマーク (2) (o), イギリス (s,o,i)
		フィンランド (1)	デンマーク (1) (o), オランダ (o)
	居住		

(注1) 基礎的な国民年金は居住により支給

(注2) 社会保険年金の部分に関して、フィンランドは報酬比例、デンマークは定額

(注3) スウェーデンは概念上の拠出立て方式と積立（基金）方式の両方を第一段階としている

[出典] Maydell et al (2006, p.201)を改編。ブルガリア・ルーマニアは筆者が追加し、スロヴァキアは2005年改革後の制度の位置に変更した。なお東欧諸国の年金制度の多くは、現在旧制度と新制度が併存している状態にあるが、この表では新制度の最終的な形式に基づいて分類を行っている。

この分類に従えば、東欧諸国の年金制度は次の3つのパターンに分類することができる。

- 1) 第一段階の基礎年金は確定支給方式をとり、第二段階の基金型制度は任意加入のままとされている事例—チェコ、スロヴェニア（、リトアニア）
- 2) 第一段階の基礎年金は確定支給方式をとり、第二段階の基金型制度は強制加入としている事例—ハンガリー、ルーマニア、スロヴァキア、ブルガリア（、エストニア）
- 3) 第一段階の基礎年金において概念上の拠出立て方式をとり、第二段階の基金型年金は強制加入としている事例—ポーランド（、ラトヴィア）

一般的に年金制度の改革に関しては、既存の年金制度の修正・合理化を主体とする「制限的（Parametric）」な改革のパターンと、既存の賦課方式の基礎年金は修正の上で縮小するかもしれないこれを廃止し、その分を強制加入の基金型年金や任意加入の個人年金など多様な制度によって補完していくという枠組

みそのものの改革を行う「パラダイムの (Paradigmatic)」な改革のパターンがあるとされる (Holzmann et al, 2003)。これに従うと東欧諸国の場合、社会主義期に存在していた年金制度が基本的に一段階のみで、かつ確定支給方式であったことを踏まえるならば⁵⁾、チェコとスロヴェニアは社会主義期の制度を前提とした制限的な改革にとどまっているのに対して、第二段階を強制加入としたのみならず、第一段階の基礎年金についても確定支給方式から離れたポーランドはパラダイム転換に近い改革を実施していて、その他の諸国は両者の中間に位置する、とみることができる。

このように現在の東欧諸国の年金制度は、基本的には多柱型の枠組みを導入しているという点では共通しているが、その「柱」の組み合わせが事例により異なっているのが現状である。そこで次の論点として、この組み合わせの多様化をもたらした要因について検討することになるが、これまでの年金制度改革に関する議論は必ずしもこの点について適切な説明を与えるものではなかった。次章ではこの、東欧諸国の年金制度をめぐる従来の議論を検討していく。

3. 東欧諸国の年金制度改革をめぐる議論—国内政治要因をどのように考慮するか

政治学的な視点からの東欧諸国の年金制度改革に関する研究はすでにある程度存在しているものの、これまでの研究の大半は改革に成功した (=強制加入の基金型制度の導入を含む包括的な制度改革を実施した) とされる事例についてその成功の要因を分析するものか、そのような改革の存否を比較する分析が中心であり、改革が行われた事例の多様性について議論する研究が少ないという状況にある。

5) ただし社会主義体制の下では、被保険者の賃金や保険料支払いに関する記録が残されていなかったことや、ほとんどの国で年金額計算のためのインデックス方式が導入されていなかったことから、確定支給というものの実質的には政府の裁量で年ごとの支給額が決められていたとされる (ポーランドの例について Golinowska and Zukowski 2002, p.187)。

本格的な年金制度の改革を実現した事例を比較した分析としては、例えばポーランドとハンガリー、およびカザフスタンの事例を比較したオレンシュタイン (Orenstein 2000) の研究がある。オレンシュタインは三か国の年金制度改革をめぐる国内の政治過程の比較から、一般的には拒否権を効果的に行使できる制度的アクターが存在する場合には改革はより漸進的にならざるをえないが、その場合でも主要なアクターを制度形成過程で取り込むことができれば、時間にかかるが一定の改革は可能となりかつその実施も担保できるという議論を提起した。またポーランドとハンガリーの年金改革を比較したネルソン (Nelson 2001) は、両国で改革が政治的に実現可能になった理由として、ポスト共産主義政党の政権下で労組への対処が容易であったこと、炭鉱労働者など特権的な利益を有していた層に対して三者協議などを通して損失を補償する形で改革への同意を得たことなどをあげ、国内の民主的な政治手続きが改革を可能としたという見方を示している。ただこれらの改革を実現した事例のみの比較では、「なぜその国でその型の年金システムが導入されたのか」という問いに直接答えることはできないという問題がある⁶⁾。

ただ同じ成功例に着目するものでも、現在の政治過程より社会主義期以来の経路依存性を重視してポーランドとハンガリーの年金制度改革を比較したイングロット (Ingłot 2003) の研究については、制度の多様性を議論できる可能性がある。イングロットは既存の分析は過去の制度遺産の共通性を強調するあまり、歴史的な相違を無視して現在の政治過程のみで政策選択を説明する傾向があることを批判した上で、同じように年金制度改革が実施されたポーランドとハンガリーでも、歴史的な経緯により形成された社会政策をめぐる連合の相違が異なる改革の政治過程を導いたこと—具体的には社会主義期から年金制度が「政治化」されていたポーランドでは改革をめぐる国内政治が重要な役割を果たしたのに対して、年金制度の「非政治化」が進んでいたハンガリーの場合は、

6) もちろんこれらの研究の大半は多柱型年金制度の導入を支援する世銀のプロジェクトとして実施され、その成果も世銀のワーキングペーパーや論文集として公表されていることから考えれば、制度の多様性という方向に関心が向いていないのはある意味当然のことなのではあるが。

改革を進める刺激として世界銀行からの影響がより大きく作用したことを整理している。ただしイングロットの議論のみでは経路依存的な政治過程の相違は説明できるものの、制度そのものの経路依存性については十分議論されていないために、なぜ現在の制度が導入されたのかを十分に説明できていないという問題は残る⁷⁾。

これらの成功事例を分析した研究に対して、本格的な年金制度の改革が実施された事例と限定的な改革にとどまっている事例とを比較することにより、改革の可能性について検討する研究については、まず現在東欧諸国の年金制度に関して研究を行う際の必読文献といえるミュラー（Muller 1999）の『中東欧の年金改革の政治経済学』をあげる必要があろう。ここでは改革前の年金制度の財政状況と対外債務の存在が改革の方向性を規定づけるという、経済的な制約と国際関係からの作用を年金制度の改革に関連させた議論が提起されている（ibid., p.175のFigure 7.5）。基本的な議論は、以下のように整理される。

- 1) 年金財政の状況が厳しくかつ対外債務が多額であれば、財務省および世界銀行を中心とする国際金融機関が年金を含む財政状況全般に強い関心を有するようになり、それが制度改革への圧力となって積立方式の基金型制度の導入を含む本格的な改革が実施される可能性が高くなる。
- 2) 年金を含む財政が安定していてかつ対外債務が多額でなければ、財務省や国際金融機関は強い年金制度に関心を示さないために、既存の賦課方式の公的年金制度が維持される可能性が高くなる。

この議論をもとにミュラーは、ハンガリーとポーランドが前者の事例、チェコが後者の事例に該当するとした。ただミュラーの議論のポイントとなる年金財政については、1990年代後半に多柱型の年金制度の導入を実現したポーランドとハンガリーでは当時は必ずしも年金財政の赤字が切迫していたではなく、

7) 社会主義期のポーランドとハンガリーの社会保障制度に関しては、他の社会主義国と異なり現金給付が中心であったという点で両国と他の事例の相違を説明することは可能と思われるが（Ingloot 2003, pp.218-219）、この両国の制度は共通する面も多かったことから、これを現在の制度の相違を説明する要因として用いるのは難しいようにも思われる。

また国家予算から年金財政への支出も財政規模に比べて必ずしも大きくはなかったのに対して⁸⁾、チェコにおいては1990年代後半に年金財政への国家支出、および年金財政の赤字が増加したにもかかわらず年金制度の抜本的な改革は実施されておらず、この点で財政状況と改革の方向とがミュラーが述べるような連関を示していないことがわかる⁹⁾。また国際組織の影響に関しても、ポーランドやハンガリーで実際に導入された制度は世銀が想定した積立方式中心の制度ではなく、あくまでも賦課方式の公的年金が基盤であることから、国際組織の意向がそのまま各国の制度に反映されるわけではないことも確認されている (cf. Rutkowski 2004, p.327)。ここからその後の東欧諸国の年金制度改革に関する研究は国内要因、特に改革の存否を分ける政治的要因に着目するものが主流となっていく¹⁰⁾。

その一例としてはチュロン・ドミチャクとモラ (Chlon-Dominczak and Mora 2003) による、中東欧諸国の年金制度を他のヨーロッパやラテンアメリカとの比較から位置づけた研究がある。ここでは本格的な年金改革が実施された例とそうでない事例とを比較することで、年金制度の抜本的な改革が実現されるた

8) 例えばポーランドの場合、財政的に問題となっていたのは、基本的に自営農を対象とする別制度の、年金制度改革では対象外となっている農業年金 (KRUS) の方であった。この点について1996年段階では、年金制度に対する国家予算からの補助金の半分以上 (55.6%) は農業年金に与えられていたし、また農業年金は保険料では年金の6.3%しかまかなえていなかったのに対して、社会保険庁 (ZUS) が管理する通常の老齢年金は同時期、保険料収入でほぼ年金支出をまかなえていたとされる (cf. Golinowska and Zukowski 2002, p.204)。この点からもここでミュラーの議論は、ポーランドの現実について十分に説明するものではないといえる (仙石 2001も参照)。なおミュラーのその後の議論の展開に関しては後述。

9) ちなみに上垣 (2002, p.24) は、ミュラーの議論では叙述のタイムスパンが短すぎ、チェコで改革が実現した場合にはミュラーの議論は意味を持たなくなると指摘しているが、チェコにおいて年金制度改革がミュラーの議論に従った形で実施されたならば、議論そのものの有効性は減じないと考えられる。むしろ問題は、1990年代後半のチェコでは年金財政の赤字が増大したにもかかわらずその時点で年金制度の抜本的な改革がなされなかったことにあり、この点でミュラーの議論の適切さは弱くなっている。

10) 筆者が過去にポーランドにおいて行った調査でも、財務省や労働・社会政策省の担当者は、年金制度改革に対する国際組織からの作用については否定的な見解を示していた (cf. 仙石2001, pp.110-111)。

めの政治的条件を検討することを試みている。そしてそこから、本格的な年金制度の改革が実施されるには既存の賦課方式の年金制度が何らかの形で機能不全を起こすことが必要条件となるものの、実際に改革が実施されるにはこれに加えて改革を実施する十分条件となる政治的要因、特に交渉や対話を通して改革実施を追求する連合が形成される必要があること、そしてその過程で労組を通して社会の意向を取り込むこと、および社会の側に改革に関する十分な情報を提供することが必要となることを整理している。

またハッセルマン (Hasselmann 2006) はチェコ、ハンガリー、ポーランドの3カ国の年金制度改革の事例から、年金制度改革にはミュラーの指摘するような国際的な要因、特に国際組織の意向が影響を与えていることは認めつつも、国際的な要因の作用の程度や範囲は各国内部の政治要因により変動するという議論を提示している。具体的には、国際組織は専門家による情報やガイダンスを与えることができること、および資金供与や法制度整備への協力を通して各国における改革に伴うコスト・ベネフィットの構造を修正する能力を有していることから、各国の改革に影響を与える手段を有してはいる。だがその影響力が実効的に機能するためには、国内における改革を推進する強力なリーダーシップの存在、および既存の制度に対する人々の信頼の喪失という国内政治的な要因が作用する必要がある。この議論からハッセルマンは、ポーランドとハンガリーでは改革を追求するリーダーの存在と大衆の旧制度への信頼喪失が年金制度の大幅な改編をもたらしたのに対して、リーダーも大衆も既存の制度の改革に反対していたチェコでは（これまでのところ）既存の制度の修正にとどまっているという論を展開している。

この国内政治に関する議論については先のミュラーが、改革の結果として生じた制度の多様性に注目した新しい議論を提起している (Muller 2003; Muller 2004)。ミュラーは、対外債務の存否が経済官庁の年金制度への関心を規定するという議論は維持しつつも、具体的に改革が実施されるかどうかについては、一般的には改革に消極的な福祉・労働官庁の意向の他に、改革指向のリーダーシップの存在、各国の労働組合の動向、政党政治、制度的コンテキスト、および改革を実現するための戦略やデザインにも影響されるという、初期の単純な

議論とは異なる各国の国内政治要因を重視する議論を提起している。具体的には、年金制度の大幅な改革を実施したポーランド、ハンガリー、クロアチア、ブルガリアの事例と、これまでのところ既存の制度の修正にとどまっているチェコ、スロヴェニアの事例とを比較し、以下のような議論を提起した（Muller 2004）。

- 1) 強制加入の基金型年金制度の導入を含む本格的な年金制度改革を実現した諸国では、「基礎年金制度の改編」と「新制度の導入」という二つの段階を区別しつつリンケージさせることで、前者において既得利益に対する譲歩を行うことと引き替えに新しい制度の導入を認めさせるという政治過程が存在していた。この形は最初に本格的な改革を実現したポーランドとハンガリーにおいて典型的に現れているが、これ以外の諸国でも本格的な年金制度改革が実現した事例では、同様の「基礎年金制度の改編」と「新制度の導入」とのリンケージが存在している。
- 2) これに対して本格的な年金制度改革が（これまでのところ）実現していないチェコとスロヴェニアでは、財務省が年金制度の賦課方式から積立方式への移行に伴うコストを考慮して改革に消極的だったことに加えて、労働組合とそれを基盤とする社会民主主義系の政党が、既存の年金制度の改編を容認する代わりに強制加入の基金型年金制度を導入することには反対するという、改革を実現した諸国とは別のリンケージで政治過程に影響を行使していた。このためこの両国では、強制加入の基金型制度を導入することが困難になっている。

この新しいミュラーの議論では、従来の議論では改革の有無ということのみで処理されていた年金制度改革をめぐる政治過程を「既存の年金制度の改編」と「新しい制度の導入」とに区分したことにより、年金制度改革をめぐる政治の多様性、およびそれに伴う制度の多様性に関する議論を行うことが可能となっている。筆者は以前、ポーランドの年金制度改革を分析するためには基礎段階の改編をめぐる政治と新しい制度の導入をめぐる政治を区別する必要があるということを提唱したが（cf. 仙石 2001, pp.113-116）、ミュラーは比較を通してこの議論が東欧諸国全般においても利用可能性があることを確認したとい

えよう。そこで次章では、この二つの段階を区別した分析を通して、東欧諸国の年金制度の相違を論じていくこととしたい。

4. 年金制度改革の二つの軸—新制度の導入と既存の制度の改編

先にも整理したように、東欧諸国の年金制度改革は多柱型制度の導入という方向性では共通性を有しつつも、新しい制度の導入となる第二段階の積立式の基金型年金制度への加入を強制とするか否か、および既存の制度の改編となる第一段階の基礎年金において確定支給方式を維持するか否か、という二つの軸に関して相違が生じている。制度の選択肢としては、多柱型の枠組みそのものを導入しないという選択、あるいはチリで1980年に実施されたような賦課方式の基礎年金を廃止するという選択もありえるが、これまでのところ東欧諸国ではこのような制度を選択した事例は現れていない¹¹⁾。そこから本稿でも、上の二つの軸から議論を進めていくこととしたい。

最初に論点となるのは、強制加入の基金型制度の導入の有無である。こちらに関しては現在では東欧諸国の大半が強制加入の制度を導入していて、任意加入方式を維持しているのはチェコとスロヴェニア（およびリトアニア）にとどまっている。

一般的にはこの強制加入の基金型制度の導入を本格的な改革のメルクマールとすることが多いが、西欧諸国におけるこのような改革の有無に関してはすでにいわゆる「福祉の削減」と関連させる形での研究の蓄積があり、そこから例えばピアソンら（Pierson and Myles 2001）の既存の制度の定着度の違いに注目する議論、ボノーリ（Bonoli 2001）の政治制度、特にその内部における拒否点の相違に着目する議論、キツェルト（Kitschelt 2001）の政党システムに着目する議論、あるいはボンカー（Bonker 2005）の政策アイデア（新しい年金パラダイムの受容可能性）に関する議論などが現れている。

11) 広くポスト社会主義国全体でみた場合には、カザフスタンが第一段階の基礎年金の廃止を伴う改革を実施している（cf. Orenstein 2000）。

だが現時点では、このような西欧諸国を対象とした議論を利用して東欧諸国の年金制度改革を論じるのは、難しい状況にある。例えば政治制度や制度的拒否権の議論では、制度の共通性が高いポーランドとチェコの間での社会保障制度の枠組みの相違を説明できないことについては、筆者は別稿ですでに確認している (cf. Sengoku 2004)。またアイドゥカイトは既存の制度の定着度に依拠する議論に関して、本稿の対象ではないが同じ旧ソ連の制度を出発点とするバルト三国の年金制度の相違を説明できないことを指摘している (Aidukaite 2003)。

政党に関しては一般的に、個別の政党の政策・イデオロギー指向のみで年金制度に対する態度を含む福祉政策への対応を説明できないことは、以前から指摘されている¹²⁾。その点を踏まえたキツェルトは政党システム、特に有力な政党の構造的関係に着目し、主要先進国の事例から政党配置のパターンとそこで生じる福祉削減の可能性との連関について、次のような類型化を行った (Kitschelt 2001)。

- 1) 市場リベラル指向政党と社会民主主義政党の二大政党型—福祉を維持しようとする社会民主主義政党に対する信頼度が低くなると、福祉削減へと動く可能性が高い (アメリカ、イギリスなど)。
- 2) 弱い保守・リベラル政党と強力な社会民主主義政党の共存型—社会民主主義政党が経済危機などに際して、中道層の支持獲得のために他の事例よりドラスティックな福祉削減に踏み込む可能性が高い (スウェーデン、デンマークなど)。
- 3) リベラル・保守・社会民主主義の鼎立型—提携の組み合わせにより政策の方向性が異なる (オランダ、ベルギーなど)。

12) 例えばポーランドやハンガリーで年金制度改革を積極的に推進したのは社会主義期の支配政党の後継政党であったし、チェコではリベラル派である市民民主党のクラウス政権も基金型制度の導入に消極的であったというように、東欧諸国でも政党の政策・イデオロギー指向のみでは制度選択を説明できないことが多い。ちなみにクラウスは年金制度を最低生活保障年金のみとするという意向から、基金型であっても新たな公的制度を構築することに消極的であったとされる (Kral and Macha 2002, p241)。他の政策でもそうだが、クラウスは基本的に改革より「制度を放置する」ことで経済自由化を進めようとしていた節がある。

4) 保守（中道）政党と社会民主主義政党の二大政党型—福祉維持指向政党が主流のため、限定的な改革にとどまる可能性が高い（ドイツ、日本など）。

このパターンを東欧の事例に当てはめてみると、おおよそ以下のようなになる¹³⁾。

- 1) 市場リベラルと社会民主主義の対抗型—スロヴェニア
- 2) 強い社会民主主義と弱い保守・リベラル型¹⁴⁾—ポーランド（2005年まで）、ブルガリア（2001年まで）、ルーマニア
- 3) 鼎立型—チェコ
- 4) 社会民主主義と保守の対抗型—ハンガリー
- 5) いずれにも当てはまらない—スロヴァキア（社会民主主義政党の影響力が限定的）

この枠組みに従った場合、スロヴェニアは年金制度への信頼が維持されているために、そしてチェコは福祉の維持を求める社会民主主義政党と中道保守系の政党の連立が形成されているために、年金制度が大きく変更されていないという一応の説明を行うことはできる。だがこの枠組みでは強制加入の年金制度が導入された事例について、例えば社会民主主義政党と保守政党との間で制度の改編をめぐる対立が存在するハンガリーや¹⁵⁾、社会民主主義政党を基準とできないスロヴァキアの事例を説明できないという問題が残る。またそもそも東欧諸国の場合政党システムそのものが確立していないことも、この枠組みでの改革の説明を難しくしているという問題もある。

またボンカーは、西欧の5カ国（年金制度の改革を実現したスウェーデン、部分的な制度の改編を行ったフランスとドイツ、そして制度改革への動きが見

13) ここでの政党システムの分類は、ひとまずBerglund et al (2004) のデータに依拠している。

14) ブルガリアは2001年の選挙で、ポーランドは2005年の選挙で、それぞれ従来の旧共産党系の政党が優位となっていた政党システムが大きく転換したが、ひとまず年金制度改革が行われた段階での政党システムでここは類型化を行っている。

15) ハンガリーでは中道右派政権は基本的に強制加入の基金型制度の導入には消極的で、政権の座にあった2002年には積立方式の部分への加入を任意とした（これは直後の政権交代により社会党が政権に復帰したことで、再度強制加入に戻されている）。逆に中道右派政権は基礎年金に概念上の確定拠出制度を導入しようとしたが、こちらは政権交代により現状のままとされている（cf. GVG 2003d, pp.44-47）。

られないフィンランドとスペイン)を対象として本稿と同様に多柱型の年金制度導入における国ごとの違いについて分析を行い、そこから以下のような政策パラダイムの各国における受容可能性に着目する議論を整理した(Bonker 2005)。

- 1) 古い年金パラダイムが制度疲労を起こしていると、新しい制度の導入に向かう可能性が高い。
- 2) 新しい年金パラダイムが自国のイデオロギーと親和的であれば、新しい制度の導入に向かう可能性が高い。
- 3) それぞれのパラダイムを支持する利益勢力の動向は、制度改編にはそれほど影響していない。
- 4) 海外のモデルは、自国にとって参照の対象となる場合と「他山の石」として回避される場合とが存在する。

この議論に従った場合、既存の制度を維持しているチェコとスロヴェニアに関しては、従来のパラダイムへの信頼が維持されているとみることは不可能ではない。だが新しい年金制度、特に市場メカニズムに依拠する基金型制度は基本的に社会主義的な生活保障へのノスタルジーを残す東欧諸国のイデオロギーと親和的とはいえず、この点でボンカーの議論には不十分な点が残る。

加えて東欧諸国の年金制度改革、特に新しい基金型制度の導入に関する政治過程を検討した場合、上のボンカーを含めて従来の「福祉削減」の議論では十分に検討されていない利益勢力、特に労働組合の動向が制度改革にある程度の影響を与えているという特徴があり、この点でもボンカーの議論は説得力が弱くなっている。東欧諸国の年金制度改革においては、チェコやスロヴェニアで労組の抵抗が基金型制度の本格的導入を困難なものとしている一方で、ポーランドやブルガリアでは労働組合が基金型年金制度の強制加入に合意したのみならず、その制度に積極的に関与しようとしているというように、改革が実施された事例とそうでない事例の両方で労働組合の意向がある程度影響しているとみられる事例が存在していることから、労働組合の作用をぬきに年金制度改革を論じることは難しい状況にある。

一般論としては労働組合は、将来の年金支給条件を不確実なものとする確定拠出の基金型年金には反対する可能性が高い。そして実際、チェコにおいては

主要な労組、およびその支持を受ける社会民主党（および共産党）は基本的に、現状のシステムの改編は支持するものの、基金型の制度への強制加入には強く反対してきた（Muller 2004, pp.31-32）。この点はスロヴェニアも同様で、スロヴェニアの労組はいわゆる三者協議の場において基金型制度の導入に強く反対していたとされる（GVG 2003g, p.72）¹⁶⁾。

これに対して強制加入の基金型制度を導入した諸国においては、労働組合がその導入に積極的であったか、少なくともこれに強く抵抗はしていなかったことが明らかにされている。例えばポーランドにおいては基金型制度の導入を強く主張していたのは「連帯」を中心とする労働組合であったし（Golinowska 1999, p.184; Muller 1999, p.114; 仙石 2001, p.112）、ブルガリアでは労働組合が三者協議の場において、左派政党の社会党が必ずしも積極的ではなかった強制加入の基金型制度の導入を主張していたとされる（Muller 2004, p.30）¹⁷⁾。スロヴァキアにおいても同様に、労組と左派政党は国家の厳格な監督を条件としてではあるが、基金型制度の導入そのものには賛成していたとされる（GVG 2003f, p.73）。他方でルーマニアでは、労働組合は強制加入の基金型制度を導入することには反対していたが、任意企業年金の導入を受け入れることで最終的には制度を改革することそのものには合意した（西村 2006, p.196）。ハンガリーにおいては、労働組合は最終段階では一定の妥協と引き替えに改革に合意したものの（西村 2006, pp.113-4）、実際には他の諸国とは異なり改革の議論が労働組合を抜きに進められていたため、政府による改革案が提示された後では改革案に反対を表明しても制度改革に影響を行使することができなかったということも

16) ちなみに任意加入の基金型制度についてみると、チェコでは加入率はおよそ40%、スロヴェニアは10%とされる。この数字を強制加入の基金型制度を入れた段階で、一定の層に基金型制度への加入の選択権を与えたハンガリー（98年以前に労働市場に参入していた者全員）およびポーランド（制度の移行時に30歳（1968年生）から50歳（1948年生）であった者）とで比較してみると、ハンガリーでは対象者の52%、ポーランドでは60%超が新しい基金型の制度に加入したとされる（Flutz 2004, p.63）。組合が基金型制度の導入に合意した国の方が、若干加入率が高いということになるであろうか。

17) さらにこの両国の場合、労働組合が年金基金制度の導入に際して、自らが年金基金を設立し資金運用を行うことで、基金に積極的に関与しようとしていた（仙石 2001, p.112; Muller 2004, p.30）。

影響しているとされる (Ferge 1999, pp.237-8)。ハンガリーやルーマニアのように労働組合が消極的ながら最終的に強制加入の基金型制度を導入することに合意したのは、この両国では三者協議的なシステムなどを通して労働組合が政策形成に行使できる影響力が小さかったことが作用していることから (cf. Muller 2004, p.35)、制度改編には労組の意向と同時に、労組の意向が反映させられる政策形成システムが存在するかどうかという点も、各国の方向性を分ける基準となっている可能性が高い¹⁸⁾。

次に議論の対象となるのが、第一段階の賦課方式における改革である。この基礎レベルの年金は基本的に、社会主義期以来の制度が人々の間に定着していて、かつ現在の制度の下ですでに利益を受けている（あるいはごく近い将来に利益を受ける可能性が高い）層が多く存在していることから、その変革には困難を伴うのが一般的である。そして先に確認したように、東欧諸国において基金型制度を導入した国の多くは、その代償として基礎年金における既得権益に対する配慮を行うことを余儀なくされている。そのため基礎年金の改編においては、支給開始年齢の引き上げ、拠出期間の延長、拠出と支給との連関の強化、一般予算と年金会計の分離、炭鉱労働者など特定職種に対する優遇措置の撤廃などは実施されても、加入年数と保険料支払いを基盤として一定の年金額を保障する確定支給方式の枠組みそのものを変更した事例は、これまでのところ多くは存在していない¹⁹⁾。

このような中でポーランドは1999年以降の基礎年金制度において、賦課方式を維持しつつも年金額の算定を確定支給方式から確定拠出方式に転換することになる概念上の拠出立て方式の導入を実現した。ポーランドにおいてこの概念

18) 先にあげたイングロット (Ingolot 2003, pp.218-222) は、社会主義期に年金制度を非政治化したハンガリーと年金制度が政治に利用されたポーランドという対比を行っているが、この相違は体制転換後の労組の影響力に影響している可能性が高い。

19) 先の表1でも、概念上の拠出立て方式を採用したのはEU27カ国中4カ国のみであることがわかる。一般的に年金制度改革をめぐる政治過程は、改編を実施するための「妥協」に相当する部分—例えば支給開始年齢や拠出期間に関する譲歩、あるいは特定利益層に対する移行措置など「システムのパラメーター」に相当する部分での要求 (GVG 2003d, p.52)—を中心に展開されるために、その意味で制度そのものの変革の議論とは必ずしも結びついていないことも多い。

上の拠出立て方式の導入を実現できた理由としては、ポーランドでは他の諸国と異なり年金制度改革の原案作成が、政府や官庁から形式的には独立した社会保障改革担当政府全権委員 (pełnomocnik do spraw reformy zabezpieczenia społecznego) に委託され、かつこの職に政府、官庁、および労働組合のいずれからも受け入れられる人物を据えたことが大きく作用している (仙石 2001, p.114; Hasselmann 2006, pp.60-61)²⁰⁾。一般的に年金制度改革の原案は各省庁 (特に財務省と福祉省)、および主要政党や社会組織などの関与する政治過程を通して作成されるため、その結果として表れる原案は多くの場合諸勢力の意向の妥協的なものとしてまとめられる可能性が高い²¹⁾。だがポーランドにおいては当時、労働・社会政策省、財務省、労働組合のそれぞれの年金制度改革に対する主張が完全に対立していて、かついずれも他のグループを押さえられるだけの影響力を有していなかったことから、政治過程を通して政府原案を作成することが不可能な状態が生じていた。そのような段階で既存のネットワークから切り離れた部局で原案を作成し、かつそれを主要な政治勢力が受け入れたことで、ポーランドでは制度の大幅な転換が可能となったと考えられる (cf. Muller 1999, pp.108-111)。

この点はポスト社会主義の諸国の中でポーランドと同様に概念上の拠出立て方式に基づく基礎年金制度を導入したラトヴィアの事例と比較すると、さらに明確になる。ラトヴィアでは当初1994年に、世銀が提唱する形の三層制の年金制度を導入することを明記した政府文書が公表されたが、この段階では基礎年金については最低支給と比例報酬をあわせた形の確定支給型が前提とされてい

20) 1996年に設置されたこの職に最初に就いたのは、元々は連帯の活動家であったボンチュコフスキ (A. Baczkowski) であった。ボンチュコフスキは年金改革に関しては強制加入の基金型制度導入を支持する改革指向の強い人物であったが、その公平な態度は制度改革に反対するグループからも受け入れられる存在であったことが、年金制度改革の原案の作成には大きな力となったとされる (Hasselmann 2006, pp.60-61)。ボンチュコフスキはその後改革途中の1996年11月に急逝したが、それでも当初の改革案は大きく変更されることなく維持された。

21) 例えばブルガリアでは、最初の年金改革案の作成に際しては省庁や専門家のみならず、企業や労働組合といった「ステイクホルダー」も原案作成に参加していたことが指摘されている (Tafrađijiski et al 2001, p. 6)。

た。だがその後94年から95年にかけてスウェーデンからの制度改革に関する支援を受ける過程で、この基礎段階の制度が確定支給方式から概念上の拠出立て方式へと変更され、それがそのまま政府の原案として成立することになる (Vanovska 2006, pp.160-166)。ここでラトヴィアの場合に特徴的なこととして、多くの場合賦課方式の維持を追求する社会政策省がスウェーデンとの協議の過程で概念上の拠出建て方式を自ら受け入れたこと、およびラトヴィアでは労働組合や左派政党の影響力が必ずしも強くなかった上に、これらの勢力が政府案に代わる代替案を提示することができなかったことから、改革議論が終始政府主導で進んだということがある (Bite 2002, pp.149-151)。議論の対象となる原案が政治過程から離れた部分で作成されたことが制度の大きな改編を導いたという点では、ラトヴィアの事例はポーランドと共通する側面がある。ただしラトヴィアの場合は、先にみたハンガリーやルーマニアの事例と同様に、年金制度改革に対して主要な政治勢力がその意向を反映させることができなかったことも、制度選択に影響している可能性が高いことは押さえておく必要があろう。

以上の議論を整理すると、おおよそ以下のようにまとめることができるであろう。

- 1) 根本的な制度改革を実現した事例 (ポーランド) —労働組合が改革指向を有し、かつ改革の政治過程に参加可能な程度の影響力を有していることに加えて、多様な利害から離れた政策形成の枠組みも存在している。
- 2) 第二段階の新しい制度の導入を実現した事例 (ハンガリー・ブルガリア・ルーマニア・スロヴァキア) —ここには労働組合が改革を指向し影響力を行使しようとした事例 (ブルガリア・スロヴァキア) と、労働組合の影響力が限定的で政府主導での改革が進められた事例 (ルーマニア・ハンガリー) とが存在する。ただし基礎段階の制度の改編については、前者の事例のみならず後者の事例でも、改革案の作成には財務および福祉関係の両方の官庁が関与していることから、基本的には支給年齢の引き上げや保険料支払期間の延長などの部分的な修正にとどまっている。
- 3) 既存の枠組みの部分的修正にとどまっている事例 (チェコ・スロヴェニ

ア) 一労働組合が既存の制度の保持を重視していて、かつそれを支持する社会民主主義政党が一定の影響力を有している。そしてこの勢力が基礎年金の部分的修正以上の変革を否定しているため、現時点では根本的な年金制度改革の実現が困難になっている。

ここから議論としては、労働組合の指向性の相違、および労働組合の影響力の相違をもたらした要因一特にいわゆる「三者協議」を中心とする政策形成過程への労働組合の影響力の相違一を検討していく方向へと転じていくことになる。

5. 結論に代えて

以上本稿では東欧諸国の年金制度改革について、基本的には既存の基礎年金の改編と新たな年金基金制度の導入とを組み合わせた多柱型の制度が導入されつつあるという点では共通の方向性がみられるものの、その多柱型制度の中で積立方式を強制加入とするか、および基礎年金の確定支給を維持するかどうかで相違が見られることを整理した。その上で、社会主義期には同様の年金制度を有していた東欧諸国の間で制度選択に違いが現れた理由について、一方の強制加入の基金型制度の導入の有無にはいずれの場合にもそれぞれの国の労働組合の意向がある程度作用しているが、その意向を反映させられるかどうかは国により相違があること、他方の賦課方式の基礎年金における確定支給方式からの転換には、そのような案が有力案として提示され、かつそれが受け入れられるだけの政治的条件が必要となる可能性が高いことを明らかにした。この議論をさらに進めていくためには、コーポラティズムの議論を含めた労働組合の政治的影響力に関する議論を深めていく必要があるが、これについては今後、今回事例としなかったバルト3国やクロアチアの事例をも含めて、より体系的に分析を進めていくこととしたい²²⁾。

22) バルト3国に関しては、全体的な傾向としては普遍的な社会保障システムから個人単位のシステムへの転換が進んでいること、そしてその背景として労働組合への不信から組合

なお年金制度改革に関しては、本稿のように構造的な視点のみから分析するのではなく、年金制度に対する言説や人々の意識、あるいは歴史的に形成されてきた制度に対する考え方などを踏まえる必要があるという指摘もある（バルト三国の事例についてAidukaite（2003）を、また年金制度改革の「言説」を重視する議論として宮本（2006）を参照）。今回はこの領域に関しては議論を行う準備ができなかったため、言説をめぐる問題についても、今後のリサーチから考えていくこととしたい。

<付記>本稿は、北海道大学スラブ研究センタープロジェクト合同研究会（京都大学地域研究統合情報センターとスラブ研究センターの連携研究）での報告（2006年7月8日：於北海道大学スラブ研究センター）に際して提出した原稿を、大幅に改訂の上公開したものである。また本稿は、筆者が研究代表者である科学研究費補助金「EU加盟後の中東欧諸国の政策変容の比較分析」（基盤研究C、2006年～2008年）、および研究分担者として参加している科学研究費補助金「旧ソ連・東欧地域における体制転換の総合的比較研究」（基盤研究A＜研究代表者：林忠行北海道大学教授＞、2005年～2008年）の成果の一部である。

の組織・影響力が低下していることが作用していることが指摘されている（Aidukaite 2003）。この点は今回のラトヴィアの議論をより適切な形で位置づけるためにも、重要な視点となると考えられる。また伊藤（2006）は、年金制度改革には事例に応じて政労使の「協調アプローチ」がみられる場合と政権主導の「一方的アプローチ」がみられる場合があり、かつそれを組み合わせて考える必要があることを整理しているが、この論点は例えば政労使協調型のポーランドと政権主導型のハンガリーを比較する際に重要になる可能性が高い。この点についても、別稿でさらに検討していくこととしたい。

<文献>

- Aidukaite, J., 2003, "From universal system of social policy to particularistic?: the case of the Baltic states," *Communist and Post-Communist Studies*. 36: 3, 405-426.
- Berglund, S., J. Ekman and F. H. Aarebrot, eds., 2004, *The handbook of political change in Eastern Europe* (second edition). Cheltenham: Edward Elgar.
- Bite, I., 2002, "Transformation of old-age security in Latvia," in W. Schmahl and S. Horstmann, eds., *Transformation of pension systems in Central and Eastern Europe*. Cheltenham: Edward Elgar.
- Bonker, F., 2005, "Changing ideas on pensions: accounting for differences in the spread of the mulipillar paradigm in five EU social insurance countries," in P. Taylor-Gooby, ed., *Ideas and welfare state reform in Western Europe*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Bonoli, G., 2001, "Political institutions, veto points, and the process of welfare state adaptation," in P. Pierson, ed., *The new politics of the welfare state*. Oxford: Oxford University Press.
- Chlon-Dominczak, A., and M. Mora, 2003, "Commitment and consensus in pension reform," in R. Holzmann, M. Orenstein, and M. Rutkowski, eds., *Pension reform in Europe: process and progress*. Washington, D. C.: The World Bank.
- Ferge, Z., 1999, "The politics of the Hungarian pension reform," in K. Muller, A. Ryll and H.-J. Wagener, eds., *Transformation of social security: pensions in Central-Eastern Europe*. Heidelberg: Physica-Verlag.
- Flutz, E., 2004, "Pension privatization in Hungary and Poland: a comparative overview," in G. Hughes and J. Steward, eds., *Reforming pensions in Europe: evolution of pension financing and sources of retirement income*. Cheltenham: Edward Elgar.
- Gessellschaft fur Versicherungswissenschaft und -gestaltung e.V. (GVG), 2003a, *Social protection in the candidate countries: country studies Bulgaria*. Berlin: Akademische Veriasgsgesellschaft Aka.
- Gessellschaft fur Versicherungswissenschaft und -gestaltung e.V. (GVG), 2003b, *Social protection in the candidate countries: country studies Czech Republic*. Berlin: Akademische Veriasgsgesellschaft Aka.
- Gessellschaft fur Versicherungswissenschaft und -gestaltung e.V. (GVG), 2003c, *Social protection in the candidate countries: country studies Hungary*. Berlin: Akademische Veriasgsgesellschaft Aka.
- Gessellschaft fur Versicherungswissenschaft und -gestaltung e.V. (GVG), 2003d, *Social protection in the candidate countries: country studies Poland*. Berlin: Akademische Veriasgsgesellschaft Aka.
- Gessellschaft fur Versicherungswissenschaft und -gestaltung e.V. (GVG), 2003e, *Social protection in the candidate countries: country studies Romania*. Berlin: Akademische Veriasgsgesellschaft Aka.

- Gessellschaft fur Versicherungswissenschaft und -gestaltung e.V. (GVG), 2003f, *Social protection in the candidate countries: country studies Slovak Republic*. Berlin: Akademische Verlagsgesellschaft Aka.
- Gessellschaft fur Versicherungswissenschaft und -gestaltung e.V. (GVG), 2003g, *Social protection in the candidate countries: country studies Slovenia*. Berlin: Akademische Verlagsgesellschaft Aka.
- Golinowska, S., 1999, "Political actors and reform paradigms in old-age security in Poland," in K. Muller, A. Ryll and H.-J. Wagener, eds., *Transformation of social security: pensions in Central-Eastern Europe*. Heidelberg: Physica-Verlag.
- Golinowska, S. and M. Zukowski, 2002, "Transformation of old-age security in Poland," in W. Schmahl and S. Horstmann, eds., *Transformation of pension systems in Central and Eastern Europe*. Cheltenham: Edward Elgar.
- Hasselmann, C., 2006, *Policy reform and the development of democracy in Eastern Europe*. Aldershot: Ashgate.
- Holzmann, R., L. MacKellar, and M. Rutkowski, 2003, "Accelerating the European pension reform agenda: need, progress, and conceptual underpinnings," in R. Holzmann, M. Orenstein, and M. Rutkowski, eds., *Pension reform in Europe: process and progress*. Washington, D. C.: The World Bank.
- Horstmann, S., and W. Schmahl, 2002a, "The development of pension systems," in W. Schmahl and S. Horstmann, eds., *Transformation of pension systems in Central and Eastern Europe*. Cheltenham: Edward Elgar.
- Horstmann, S., and W. Schmahl, 2002b, "Explaining reforms," in W. Schmahl and S. Horstmann, eds., *Transformation of pension systems in Central and Eastern Europe*. Cheltenham: Edward Elgar.
- Inglot, T., 2003, "Historical legacies, institutions, and the politics of social policy in Hungary and Poland, 1989-1999," in G. Ekiert and S. E. Hanson, eds, *Capitalism and democracy in Central and Eastern Europe: assessing the legacy of Communist rule*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 伊藤武, 2006, 「現代イタリアにおける年金改革の政治—『ビスマルク型』年金改革の比較と『協調』の変容」『専修法学論集』第98号, pp.91-138。
- Kidric, D., 2004, "Pension reform in Slovenia," in *Reforming public pensions: sharing the experiences of transition and OECD countries*. Paris: OECD.
- Kitschelt, H., 2001, "Partisan competition and welfare state retrenchment: when do politicians choose unpopular policies?" in P. Pierson, ed., *The new politics of the welfare state*. Oxford: Oxford University Press.
- 国立社会保障・人口問題研究所編, 2005, 『社会保障制度改革：日本と諸外国の選択』東京大学出版会。

- Kral, J. and M. Macha, 2002, "Transformation of old-age security in the Czech Republic," in W. Schmahl and S. Horstmann, eds., *Transformation of pension systems in Central and Eastern Europe*. Cheltenham: Edward Elgar.
- Maydell, B.v., K. Borchardt, K.-D. Henke, et al, 2006, *Enabling social Europe*. Berlin: Springer-Verlag.
- 宮本太郎, 2006, 「福祉国家の再編と言説政治」 宮本太郎編『比較福祉政治：制度転換のアクターと戦略』早稲田大学出版部。
- Muller, K., 1999, *The political economy of pension reform in Central-Eastern Europe*. Cheltenham: Edward Elgar.
- Muller, K., 2003, "The making of pension privatization in Latin America and Eastern Europe," in R. Holzmann, M. Orenstein, and M. Rutkowski, eds., *Pension reform in Europe: process and progress*. Washington, D. C.: The World Bank.
- Muller, K., 2004, "The political economy of pension reform in Central and Eastern Europe," in *Reforming public pensions: sharing the experiences of transition and OECD countries*. Paris: OECD.
- Nelson, J. M., 2001, "The politics of pension and health-care reforms in Hungary and Poland," in J. Kornai, S. Haggard and R. R. Kaufman, eds., *Reforming the state: fiscal and welfare reform in Post-Socialist countries*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Oksanen, H., 2004, "The role of the European Union in pensions," in *Reforming public pensions: sharing the experiences of transition and OECD countries*. Paris: OECD.
- 西村可明編, 2006, 『移行経済国の年金改革：中東欧・旧ソ連諸国の経験と日本への教訓』ミネルヴァ書房。
- Orenstein, M. A., 2000, *How politics and institutions affect pension reform in three post-communist countries*. Washington D.C.: World Bank.
- Orenstein, M. A., 2003, "Mapping the diffusion of pension innovation," in R. Holzmann, M. Orenstein, and M. Rutkowski, eds., *Pension reform in Europe: process and progress*. Washington, D. C.: The World Bank.
- Pierson, P. and J. Myles, 2001, "The comparative political economy of pension reform," in P. Pierson, ed., *The new politics of the welfare state*. Oxford: Oxford University Press.
- Rein, M. and W. Schmahl, 2004, "Introduction," in M. Rein and W. Schmahl, eds., *Rethinking the welfare state: the political economy of pension reform*. Cheltenham: Edward Elgar.
- Rutkowski, M., 2004, "Home-made pension reforms in Central and Eastern Europe and the evolution of the World Bank approach to modern pension systems," in M. Rein and W. Schmahl, eds., *Rethinking the welfare state: the political economy of pension reform*. Cheltenham: Edward Elgar.
- 仙石学, 2001, 「ポーランドの年金制度改革：『体制転換』のもとでの『制度改革』の分析」佐藤幸人編『新興民主主義国の経済・社会政策』アジア経済研究所。

- Sengoku, M., 2004, “Emerging Eastern European welfare states: a variant of the ‘European’ welfare model?” in S. Tabata and A. Iwashita (eds.), *Slavic Eurasia's integration into the world economy and community*. Sapporo: Slavic Research Center (Hokkaido University).
- 仙石学, 2006, 「中東欧研究と比較政治学—いわゆるディシプリン指向の中での地域研究のあり方」『スラヴ研究』第53号, 1-25ページ。
- Tafradjijski, B., P. Loukanova, G. shopov and D. Staykova, 2001, *The Pension Reform in Bulgaria —Two Years after the Start*. 一橋大学経済研究所, 世代間利害調整プロジェクトディスカッションペーパーNo.64。
- 上垣彰, 2002, 『紹介と若干のコメント : Katharina Muller, The Political Economy of Pension Reform in Central-Eastern Europe』一橋大学経済研究所, 世代間利害調整プロジェクトディスカッションペーパーNo.49。
- Vanovska, I., 2006, “Pension reform in Latvia,” in E. Flutz, eds., *Pension reform in the Baltic states: Estonia, Latvia, Lithuania*. Budapest: International Labour Office.
- Whitehouse, E., 2007, *Pensions panorama: retirement-income systems in 53 countries*. Washington, D. C.: The World Bank.
- World Bank, 1994, *Averting the old age crisis: policies to protect the old and promote growth*. Washington, D. C.: The World Bank.

—四—

【出典】 GVG (2003a, ~2003g), 西村編 (2006), および Whitehouse (2007) をもとに著者作成